



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 2 4 号 令和 8 年 3 月 1 7 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 4 0	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	地域連携課
1 4 1	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
1 4 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 4 3	道路の供用を開始する件	同
1 4 4	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	公安委員会

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
2 ※	徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則	

徳島県告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年三月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麴町四丁目八番一号	徳島県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年九月六日制定）第一条に規定する地域総合整備資金の貸付けに係る支出の事務及び償還金の徴収の事務	令和八年三月十三日	令和八年三月十三日

徳島県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月十七日から同年七月十七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和八年三月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二番地	青木 宏憲

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリのアオキ徳島北島店

所在地 板野郡北島町北村字新川屋八番一ほか

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

(一) 出入口の数

二箇所

(二) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

変更後

(一) 出入口の数

一箇所

(二) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

4 変更年月日

令和八年二月二十五日

二 届出年月日

令和八年二月二十四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月十七日から同年七月十七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	三好郡東みよし町昼間字新尺 一一六番一地先から 同 字宮ノ 元三〇八番一地先まで	一二〇・〇	令和八年三月十七日

徳島県告示第四百四十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県警察本部庁舎ほか二箇所で使用する電気（電力量の四十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）

調達期間における予定使用電力量の合計 二、七一二、〇〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課

徳島市万代町二丁目五番地一

三 落札者を決定した日

令和八年二月十八日

四 落札者の氏名及び住所

四国電力株式会社徳島支店

徳島市寺島本町東二丁目二九

五 落札金額

七千七百六十二万七千八百十四円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和七年十二月二十三日

徳島県教育委員会規則第二号

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月十七日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成六年徳島県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の廃止）

2 徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成十八年徳島県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

（徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項に規定する旧法公益信託及び同法附則第四条第一項に規定する旧信託法公益信託で徳島県教育委員会の所管に属するものにおける書面に係る電磁的記録の保存については、これらの公益信託が同項に規定する移行認可を受けて同法の規定による公益信託となるまでの間は、なお従前の例による。